

平成 28 年 第 8 回臨時会

岩見沢市教育委員会会議録

平成 28 年 11 月 21 日 開会

平成 28 年 11 月 21 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成28年 第8回臨時会
岩見沢市教育委員会会議録
(平成28年11月21日)

○本委員会に付議した議件

- 1 報告第14号 教育長職務代理者の指名について
そ の 他

○本委員会に出席した者

教 育 長	三 角 光 二
委 員	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	渡 邊 律 子
委 員	杉 野 幹 夫

教 育 部 長	山 下 修
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
指 導 室 長	兼 平 晃 成
学 校 給 食 課 長	町 田 隆
生涯学習・文化・スポーツ振興課長	相 河 学
教 育 施 設 課 長	清 水 誠 志
子 ども 課 長	所 美 穂 子
図 書 館 長	杉 原 理 美
緑陵高等学校事務長	川 原 卓 也
事務局学校教育課総務係長	武 田 弘 毅
事務局学校教育課総務係	井 上 敬 太

午後 2 時 0 0 分 開会

○三角教育長 ただ今から、平成 28 年第 8 回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、杉野委員さんをお願いいたします。

それでは、日程番号 1、報告第 14 号 教育長職務代理者の指名について、私から報告いたします。

報告第 14 号は、教育長職務代理者の指名についてです。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 13 号第 2 項では、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員がその職務を行うと規定されており、事務に支障をきたすことがないように、教育長の指名により、教育長職務代理者を置くことになっております。

そこで、この規定に基づき、本日付で武蔵輝彦委員を教育長職務代理者として指名させていただきますことをご報告いたします。

それでは、委員の皆さまからご意見ご質問等がありましたらお願いします。

(「ありません」という声あり)

○三角教育長 それでは、ご意見ご質問等がなければ本報告については終了いたします。

よろしければ武蔵委員からご挨拶をいただければと存じます。

○武蔵委員 教育長職務代理者の指名をいただき、受諾させていただきました。職務代理者とは、大変な事態が教育長に起こった時に初めて職務が発令されるということですので、何もないことを祈りながら、その時の心構えだけはしっかりしたいと思って、改めて委員として、職務代理者として務めてまいりたいとおもいます。どうぞよろしくお願いいたします。

○三角教育長 続きまして、その他に移ります。

委員の皆さまから、何かございませんか。

特になければ、事務局から何かありませんか。

それでは、私から一点、確認したいことがございます。11月15日に行われた定例教育委員会において、次回定例会の開催は12月20日とすることが決定されましたが、新制度の下、委員長に代わって招集者となる私の就任後、正式に決定してほしい旨、武蔵委員より申し出がありました。

再度確認いたしますが、次回の定例教育委員会を12月20日、時間は午後2時からとすることよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○三角教育長 場所については、であえーる岩見沢4回の会議室1で行います。

それでは、以上をもちまして、第8回教育委員会臨時会を終了させていただきます。

ご苦労様でした。

(「はい」という声あり)

午後 2 時 0 9 分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員